

令和8年度大学認証評価説明会

私立学校法改正に伴う自己点検・評価の際の留意点

一般財団法人大学・短期大学基準協会
事務局長 小坂 慎治



一般財団法人 大学・短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation

私立学校法の一部を改正する法律の概要

文部科学省作成の説明資料より

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る**実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正**を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、**理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手續等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。**

概要

「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、**理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立。**

私立学校法改正による注意点(基準Ⅳ関係)

1. 役員等の選任

○ 理事の選任方法

- ・ 理事選任機関の設置(法18条第1項)
- ・ 評議員会からの意見聴取(法30条第2項)
 - ※ あらかじめ聴くこと ※ エビデンス(評議員会議事録等)
- ・ 外部理事は2名以上(改正前は1名以上)(法146条第1項)

○ 理事と評議員の兼職禁止(法31条第3項)

- ・ 改正前は評議員のうちから選任された者を理事に含む

○ 監事の選任方法

- ・ 評議員会の決議によって選任(改正前は評議員会の同意を得て理事長が選任)(法45条第1項) ※ 議事録の記述に注意
- ・ 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない(法49条第1項)
 - ※ エビデンス(決裁文書等)

○ 会計監査人の選任

- ・ 大学、短期大学設置法人は必須(法144条第1項)
- ・ 評議員会の決議により選任(法80条第1項)
- ※ 議事録の記述に注意
- ・ 評議員会に提出する選任等の議案の内容は監事が決定
決定には監事の過半数の合意が必要
(法84条第1項、2項) ※ エビデンス(決裁文書等)

2. 意思決定

○ 理事会

- ・ 招集 開催日の1週間前までに理事・監事に通知(法44条第1項)
ただし、寄附行為で1週間より短い期間を定めることは可
※ エビデンス(通知文書)の保存

○ 評議員会

- ・ 開催日時、議題等 理事会で決定(法70条第2項)
※ エビデンス(議事録、会議資料)
- ・ 招集 開催日の1週間前までに評議員に通知(法70条第4項)
評議員会の招集通知期間は短縮できない
※ エビデンス(通知文書)の保存

3. 理事長による職務報告（代表業務執行理事、業務執行理事を含む）

○ 理事会への定期報告

- ・ 3か月に1回以上（年4回以上）（法146条第2項）
※ エビデンス（議事録、会議資料）

4. 決算

○ 計算書類

- ・ 作成期限 毎会計年度終了後3か月以内（法103条第2項）
改正前は2か月以内
- ・ 定時評議員会招集通知への添付（法105条第1項）
通知に際して、理事会の承認を受けた計算書類、事業報告書及び監査報告書を提供しなければならない
※ エビデンス（通知文書）の保存

5. 情報公表（法151条）

第一百五十一条 大臣所轄学校法人等は、第百三十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 第二十三条第一項若しくは第百八条第三項の認可を受けた場合又は同条第五項の規定による届出をした場合 寄附行為の内容
- 二 計算書類等、監査報告、会計監査報告及び財産目録等を作成した場合 これらのもののうち文部科学省令で定めるものの内容

私立学校法施行規則

第五十五条 法第百五十一条(法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第百五十一条第二号(法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定めるものは、第四十九条各号に掲げる書類とする。

第四十九条 法第百三十七条第二号(法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 計算書類等

二 監査報告(会計監査人を置く学校法人にあつては、会計監査報告を含む。)

三 財産目録等(法第百七条第一項第二号(法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除く。)

○ 公表事項の詳細

→ ・ 寄附行為(法151条第1号)

計算書類等(法103条第2項)

(貸借対照表、収支計算書、事業報告書及びこれらの附属明細書)

監査報告(会計監査報告を含む)

財産目録等(法107条第1項、第2項)

(財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準)

評議員を含む

報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当
(法第100条第1項)

6. 内部統制体制の整備

○ 整備のプロセス

(1) 理事会として体制整備の方針を決定（法36条第3項）

(2) 方針に基づき以下の体制を整備（法148条第1項）

-
- ・ 理事の職務執行が法令、寄附行為に適合することを確保する体制
 - ・ 学校法人の業務の適正を確保するための体制

※ 具体的には法施行規則第13条に列記（次ページ）

文部科学省HP 内部統制体制の整備について(8ページ参照)

https://www.mext.go.jp/content/20240222-mxt_sigakugy-000021776-1.pdf

○ 内部統制体制とは？

- ・ **金融庁**による「財務報告に係る内部統制体制の評価及び監査の基準(内部統制基準)」における定義

①業務の有効性及び効率性

②財務報告の信頼性

③事業活動に関わる法令等の遵守

④資産の保全

これら四つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセス

私立学校法施行規則 第13条

(学校法人の業務の適正を確保するための体制)

第十三条 法第三十六条第三項第五号(法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制
- 五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
- 七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

○内部統制体制の整備に関する具体的な対応(例)

(文部科学省HP 「内部統制体制の整備について」より)

整備する体制	理事会として決定する 基本方針例	具体的な整備例
理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制	○法令遵守体制の整備方針や理事会における適切な監督体制の整備等	○コンプライアンス規程・法令遵守マニュアルの作成 ○理事会運営規則の作成
一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	○理事が意思決定や業務執行を行った場合又は職員が職務執行を行った場合における、当該行為に関する記録の作成、保存、管理、廃棄及び閲覧方法等	○議事録、決裁文書等に関する文書管理規程の作成
二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	○想定されるリスクの内容及びその防止策(具体的な手続・機構) ○発生したリスクへの対処方法 ○当該手続や対処方法を実施するための人的・物的体制に関する事項	○リスク管理規程の作成、リスク管理組織・責任者の設置 ○緊急時の役員対応等 ○役職員に対するリスク管理研修の実施 ○リスク管理手法や体制の有効性検証・見直し
三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	○理事が職務執行を行うにあたって必要な決裁体制等 ○外部の専門家の助言を受けるための体制等	○理事職務権限規程の作成 ○職員の職務分掌に関する規程の作成

以下、一〇十一省令で定める体制

整備する体制	理事会として決定する 基本方針例	具体的な整備例
四 職員の職務の執行が法令 及び寄附行為に適合する ことを確保するための体制	○法令遵守体制の整備方針 ○職員相互間の適切な監督体制 の創設等	○コンプライアンス規程・法令 遵守マニュアルの作成 ○職員に対するリスク管理に 関する教育・研修の継続 的な実施 ○内部監査部門の設置
五 監事がその職務を補助すべ き職員を置くことを求めた場 合における当該職員に関 する事項	○監事が補助職員を求めた場合 における対応方針 ○補助職員を監事専属とするのか 他の部署と兼務させるのか ○補助職員の人数や地位等	○監事監査規程の作成 ○監査室、コンプライアンス 室の設置
六 前号の職員の理事からの独 立性に関する事項	○補助職員の採用、異動につい ての監事の同意の要否 ○理事の補助職員に対する指揮 命令権の有無 ○補助職員の報酬及び懲戒につ いての監事の関与 ○補助職員の人事評価についての 監事の意見陳述	○監事監査規程の作成
七 監事の第五号の職員に対 する指示の実効性の確保 に関する事項	○補助職員の重要会議への同行 の要否	○監事監査規程の作成

整備する体制	理事会として決定する 基本方針例	具体的な整備例
八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制	○監事に報告すべき事項の範囲 ○報告すべき事項に応じた報告方法 ○職員が監事に直接報告することができる制度（内部通報制度）	○監事監査規程の作成 ○内部通報に関する規程の作成
九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	○監事への報告を理由とする解雇等不利益処分の禁止 ○職員から法人への報告が直接又は間接に監事に対して行われる体制	○監事監査規程の作成 ○内部通報に関する規程の作成
十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項	○監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続	○監事監査規程の作成
十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制	○その他学校法人の実情に応じて、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制	○理事長と監事の定期的な会合の実施 ○監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携

7. その他(計算書類等)

○ 保存期間

- ・ 会計帳簿 10年間 (法102条第2項)
- ・ 計算書類、附属明細書 10年間 (法103条第4項)

○ 主たる事務所への備置き及び閲覧

- 理事会、評議員会議事録 10年間 (法43条第5項、法78条第2項)
- 計算書類等、監査報告 5年間 (法106条第1項)
- 財産目録等 5年間 (法107条第3項)

私立学校法改正に伴う観点（着眼点）の新設（8点）

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

D 財的資源

基準・テーマ・区分	基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。
観点	(2)財的資源を毎年度適切に管理している。 新設⑦学校法人会計基準に従い、会計処理を行うとともに、会計帳簿及び計算書類等を正確に作成し、これらを保存している。
関係する私立学校法	101条（会計の原則） 102条（会計帳簿） 103条（計算書類等の作成及び保存） 104条（計算書類等の監査等）
想定するエビデンス	保存年限を示した規程、 会計帳簿、 計算書類（貸借対照表及び収支計算書及びその附属明細書）

基準Ⅳ 大学運営とガバナンス

A 大学設置法人の意思決定

基準・テーマ・区分	基準Ⅳ-A-1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。
観点	新設(10)理事会は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為適合するための体制等(内部統制体制)を文部科学省令に基づき整備している。
関係する私立学校法	36条(理事会の職務等) 148条(体制の整備及び中期事業計画の作成等)
想定するエビデンス	理事会が決定した体制整備の方針、 方針を決定した理事会の議事録、 体制整備の方針に掲げている研修や会合の実施記録等

基準Ⅳ 大学運営とガバナンス C ガバナンス

基準・テーマ・区分	基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。
観点	新設(4)監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査している。
関係する私立学校法	54条(評議員会に提出する議案等の調査義務)
想定するエビデンス	監事の調査義務を規定した監事監査規程等、議案整理を行う会議等の議事録又は議案に関する監事を含めた決裁文書等

基準Ⅳ 大学運営とガバナンス

C ガバナンス

基準・テーマ・区分	基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。
観点	新設(6)監事は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。
関係する私立学校法	88条(役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任) 89条(役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任) 90条(役員、評議員又は会計監査人の連帯責任) 91条(学校法人に対する損害賠償責任の免除) 92条(責任の一部免除) 93条(理事会による免除に関する寄附行為の定め) 94条(責任限定契約) 96条(補償契約) 97条(役員又は会計監査人のために締結される保険契約)
想定するエビデンス	面接調査時の監事への口頭質問、 寄附行為その他監事の法的責任を規定した規程等がある場合はその規程等

基準Ⅳ 大学運営とガバナンス C ガバナンス

基準・テーマ・区分	基準Ⅳ-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。
観点	新設(1)評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。
関係する私立学校法	18条(機関の設置) 61条(評議員の選任等) 62条(評議員の資格及び構成) 63条(評議員の任期) 65条(評議員に欠員が生じた場合の措置)
想定するエビデンス	寄附行為、 評議員の年齢・性別・職業等がわかる資料(学校法人実態調査表等)

基準Ⅳ 大学運営とガバナンス

C ガバナンス

基準・テーマ・区分	基準Ⅳ-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。
観点	新設(3)評議員会は適切に招集され、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。
関係する私立学校法	66条(評議員会の職務等) 67条(評議員会による理事の行為の差止めの求め) 68条(評議員による寄附行為の閲覧等の請求) 69条(評議員会の招集の時期) 70条(評議員会の招集の手続等) 71条(評議員会の招集等の請求) 72条(評議員による評議員会の招集等) 73条(監事による評議員会の招集等) 74条(招集手続の省略) 75条(評議員による議案の提出) 76条(評議員会の決議) 77条(延期又は続行の決議) 78条(評議員会の議事録) 79条(一般社団・財団法人法の規定の準用[第195条:評議員会への報告の省略]) 147条(評議員会及び評議員の特例) 150条(寄附行為の変更、解散及び合併の特例)
想定するエビデンス	招集通知、評議員会議事録

基準Ⅳ 大学運営とガバナンス

C ガバナンス

基準・テーマ・区分	基準Ⅳ-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。
観点	新設(4) 評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。
関係する私立学校法	88条(役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任) 89条(役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任) 90条(役員、評議員又は会計監査人の連帯責任) 91条(学校法人に対する損害賠償責任の免除)
想定するエビデンス	面接調査時の口頭質問(評議員は面接調査に出席しないが、理事長・学長・監事に問い、間接的に自覚を促す)、 寄附行為その他評議員の法的責任を規定した規程等がある場合はその規程等

基準Ⅳ 大学運営とガバナンス

C ガバナンス

基準・テーマ・区分	基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。
観点	新設(4)会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。
関係する私立学校法	88条(役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任) 89条(役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任) 90条(役員、評議員又は会計監査人の連帯責任) 91条(学校法人に対する損害賠償責任の免除) 92条(責任の一部免除) 93条(理事会による免除に関する寄附行為の定め) 94条(責任限定契約) 96条(補償契約) 97条(役員又は会計監査人のために締結される保険契約)
想定するエビデンス	面接調査時の口頭質問(会計監査人は面接調査に出席しないが、理事長・学長・監事に問い、間接的に自覚を促す)、 寄附行為その他会計監査人の法的責任を規定した規程等がある場合はその規程等

短期大学と同じ観点（着眼点）の新設（法人共通23点）

基準Ⅳ 大学運営とガバナンス

A 大学設置法人の意思決定

基準・テーマ・区分	基準Ⅳ-A-1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。
観点	新設(1) 理事長は、ミッション、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。 新設(3) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。 新設(4) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。 新設(5) 理事会は、大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。 新設(6) 理事会は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。 新設(7) 理事会は、学校法人運営及び大学運営に必要な規程を整備している。 新設(9) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

基準Ⅳ 大学運営とガバナンス

B 教学運営

基準・テーマ・区分	基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。
観点	(1)学長は、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。 新設①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。 新設②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。 新設③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。 新設④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。 新設⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。 新設⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

基準Ⅳ 大学運営とガバナンス

B 教学運営

基準・テーマ・区分	基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。
観点	(2)学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。 新設①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。 新設②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。 新設③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。 新設④教授会議事録を整備している。 新設⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。 新設⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

基準Ⅳ 大学運営とガバナンス

C ガバナンス

基準・テーマ・区分	基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。
観点	新設(1)監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
基準・テーマ・区分	基準Ⅳ-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。
観点	新設(2)評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
基準・テーマ・区分	基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。
観点	新設(1)会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。 新設(2)会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。

ご清聴有難うございました。